

京都市告示第 14 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 30 年 4 月 5 日

京都市長 門 川 大 作

- 1 道路の種類 府 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
大山崎大枝線	西京区大原野上里南ノ町60番地の1地先から	旧	メートル 84.00	メートル 3.25 ~ 6.10
	同区大原野上里北ノ町1240番地の1地先まで	新	84.00	4.70 ~ 13.50
柚原向日線	西京区大原野上里北ノ町1262番地地先から	旧	メートル 17.70	メートル 6.00
	同区大原野上里南ノ町60番地の1地先まで	新	17.70	6.16 ~ 8.20

- 2 道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
西木屋町通	下京区寺町通五条上る西橋詰町794番地の2地先から	旧	メートル 14.40	メートル 2.75 ~ 4.95

同町796番地の2地先まで			
	新	14.40	3.40 ~ 5.00

(建設局土木管理部道路明示課)